

# 社会と自らの持続可能な発展を目指して

私たちの目標は「社会と共に自らの持続的な発展・成長を目指すこと」であると考えています。

当社グループは「エネルギーと環境の共生」を基調にしたエネルギービジネスの展開を通じて、人々の豊かで安全・安心な暮らしを支える企業でありたいと願い、事業活動に取り組んでいます。

## 32 コーポレート・ガバナンス

## 35 環境経営への取り組み

## 36 地域・社会および従業員とのかかわり



※ 上記事項に関する具体的な取り組みについては「サステナビリティレポート2008」にて詳細に紹介しています。  
(当社ウェブサイト<http://www.jpowers.co.jp>にも掲載)

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

当社は、「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」との企業理念のもと、長期的な企業の発展と企業価値の向上を図り、さまざまなステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な経営課題であると考えています。

2006年7月より、グループ全体として以下の体制によりその充実を図っています。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用し、取締役13名、監査役5名(うち社外監査役3名)にて構成されており、コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制の概要は次のとおりです。なお、会計監査人については、新日本監査法人と契約を結び、会計監査を受けています。

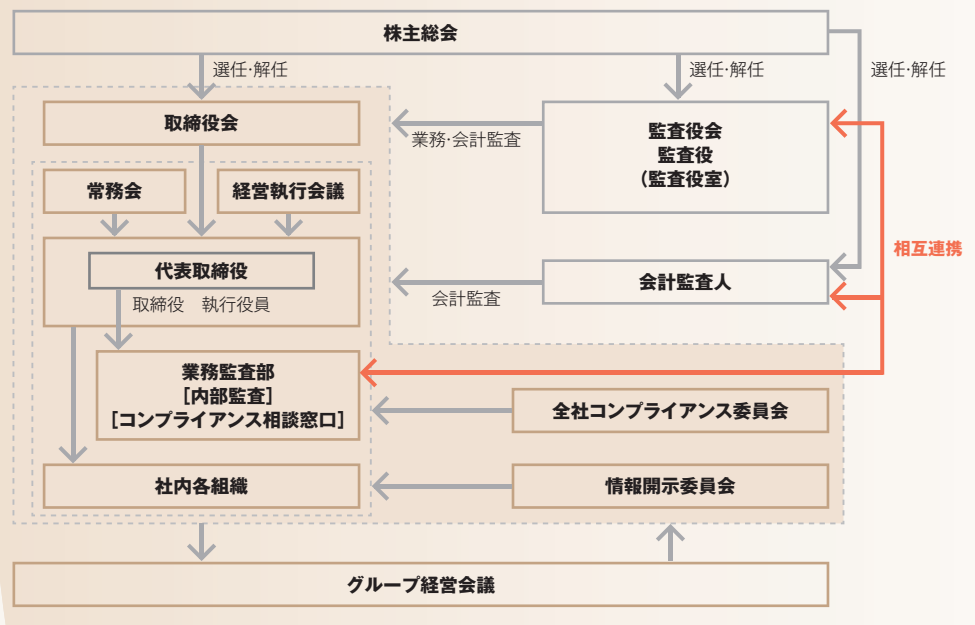
#### (1) 取締役の職務執行体制について

取締役は「J-POWERグループ企業理念」のもと「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な行動を率先垂範するとともに、その社員への浸透を図っています。

取締役会を原則として月1回、必要に応じて随時開催する他、全取締役、全常務執行役員および常勤の監査役全員が出席する常務会を原則として毎週開催し、取締役会に付議する案件および取締役会が決定した方針に基づく社長の業務執行のうち、全社的重要事項について審議を行っています。また、個別業務執行にかかわる重要事項については、全代表取締役、関係取締役および執行役員ならびに常勤の監査役全員で構成する経営執行会議を原則月2回開催し審議しています。取締役会、常務会および経営執行会議によって機能の配分を行うことに加え、執行役員制度によって、取締役と執行役員が業務執行を分担する体制を構築することで、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

取締役は職務執行状況を定期的にまた必要に応じて随時、取締役会または常務会に報告し、その内容につき関係する法令および社内規程に従い議事録を作成し、適正に

## コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制 (2008年7月1日現在)



保存、管理しています。また、その他の職務執行にかかわる文書についても社内規程に従い適正に作成、保存、管理しています。

その他、適正な業務執行を確保するため、社長直属の組織として業務監査部を設けて業務執行に関する内部監査を行う他、各機関においても当該機関の業務執行に関する自己監査を行うことにより、適正な業務執行を確保しています。さらに、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置しており、積極的、公正かつ透明な企業情報の開示を実施しています。

### (2) リスクの管理体制について

企業活動を遂行するにあたってのリスクについては、意思決定過程における相互牽制、各種会議体での審議、社内規程に基づく平時からの危機管理体制の整備などによりリスクの認識と回避策を徹底し、またリスク発生時の損失による影響の最小化を図っています。

### (3) グループガバナンスについて

2007年3月期(2006年度)より、当社グループは全連結会計に移行しました。グループの総合力としての連結業績の一層の重要性を認識し、グループ各社の役割を明確化し、分業体制によって価値増大を図ります。

関係会社管理にあたっては、当社グループの経営計画に基づき、当社グループ全体として総合的發展を図ることを基本方針とし、社内規程に従い関係会社の管理を行うことに加え、グループ経営会議により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。また、監査役および業務監査部による関係会社監査も実施し、企業集団における業務の適正の確保を行っています。

### (4) 監査役の監査について

監査役は、取締役会などの重要会議への出席や、取締役会などからの業務執行状況の聴取によって取締役の職務執行状況を監査する他、会計監査ならびに社内各機関および主要子会社の監査を実施しています。

会計監査の実施に際しては、会計監査人と連携をとり、監査計画の調整や監査結果に関する意見交換を実施し、自らの監査結果に照らして会計監査人の監査結果の相当性を判断しています。

社内各機関の監査に際しては、内部監査部門である業務監査部と、主要子会社の監査に際しては、各子会社の監査役とそれぞれ連携をとり、それぞれの監査結果の報告を聴取しつつ監査を実施しています。

なお、監査役スタッフの体制については、取締役の指揮命令系統から独立した監査役室を設置し、専任スタッフが監査役による監査の補助を行っています。

### (5) コーポレート・ガバナンス等の強化について

当社は公開企業として株主との対話を一層深める努力を払う観点から、コーポレート・ガバナンスについて、取締役会による監督と監査役会による監視、という両輪の機能強化に努めています。こうした機能をさらに高めるため、社外取締役の導入をはじめとする取締役会体制の充実を2009年度の実施に向けて検討するとともに、アドバイザー・ボードの設置や監査役会による監視機能の強化、投資家向け説明会の拡充などによるIR活動の強化・徹底を、検討・実施していきます。

## (6)日本版SOX法への対応状況について

J-POWERグループでは、2006年成立の金融商品取引法(「日本版SOX法」)の内部統制報告制度の適用初年度となる2008年度の会計期間に向け、財務報告にかかわる内部統制システムの整備の推進を図ってきました。

2007年度については財務部が中心となり、金融庁より示された実施基準に基づいて、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITを利用した内部統制の観点から、グループ全体における財務報告に影響するリスクの識別およびそれに対応するコントロールを明確にするため、可視化(文書化)や規程類の整備を完了し、定着に向けた活動を推進しています。

2008年度からは、経営者自らが内部統制の評価を行うべく、業務監査部が中心となって有効性の評価を行い、PDCAを廻すことによりJ-POWERグループにおける内部統制システムを確立していきます。

## コンプライアンスの徹底

当社ではコンプライアンスの基本となる「電源開発企業行動規範」および「コンプライアンス行動指針」を定め、この精神のもとで、社長を委員長とし社外弁護士も常時参加する「全社コンプライアンス委員会」、活動の推進役となる「コンプライアンス推進本部」、コンプライアンス担当役員、ならびに各執行機関の機関長とコンプライアンス担当者が相互に連携し、各々の役割を果たしながらPDCAサイクルによるコンプライアンス活動を推進しています。

また、「コンプライアンス相談窓口」を社内および社外(弁護士)に設置し、その利用を促しています。相談にあたっては、相談者が不利益を受けることがないよう配慮しています。

2006年度に、発電設備にかかわるデータの改ざんや法令手続きの不備などが発覚したことを受け、当社といたしましては、真摯な反省のもと、当社グループ全体として企業風土・社員意識の改革に取り組むなど、信頼回復に向けてコンプライアンスの浸透・定着を図っています。

## 海外事業等の実施を決定するプロセスと管理の体制について

当社では、海外事業戦略として、投資規模、地域・電源種別などの方針、人員配置や拠点整備について、毎年ローリングで見直しを行っています。

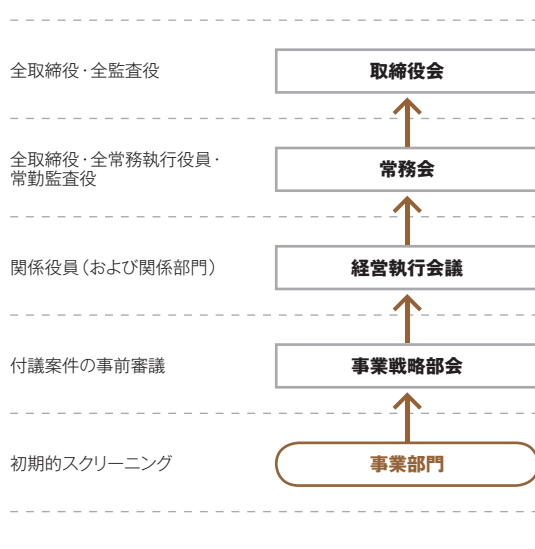
海外における事業推進の役割を担う国際事業部は、これらの方針に基づき、数多くの候補の中からフィージビリティスタディや関係者との協議など初期スクリーニングを実施し、具体的に推進する案件を選別します。このようにして着手された案件は、複数の階層によるチェックと審議を経て、機関決定されることとなります。最初に企画・法務・財務部門を交えた実務者クラスによる詳細な検討により、案件のリスク要因や懸案事項が抽出され、経営議論の論点として整理されます。これらの論点について、社長を含めた関係役員による「経営執行会議」が開催され、各論点を経営レベルで審議します。案件によっては、社内の決定権限基準に基づき、この段階で決定されるプロジェクトも存在します。基準を超える案件については、さらに審議が継続され、取締役全員が出席する常務会を経て取締役会で最終決定となります。

また、機関決定を経て、着手した事業については、定期的なモニタリングを実施し、状況把握および問題の早期発見と対応に努めています。なお、国内の新事業についても同様のプロセスを経て実施しています。

## 株式購入ガイドラインの設定

経営に株主などの視点を反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努めるよう促す観点から、取締役および執行役員の株式購入ガイドラインを2006年に設定しました。これに基づき、取締役および執行役員は、役員持株会を通じて当社株式を毎月取得、保有することとしています。

## 事業開始時における投融資の審議・決定体制



## 環境経営への取り組み

当社グループは、エネルギーと環境の共生を目指す企業理念を踏まえ、持続可能な社会の発展にさらに貢献していくため、環境配慮と経済価値の向上を同時に実現する「環境経営」に取り組んでいます。

2004年に「環境経営」への取り組み姿勢を明らかにした「J-POWERグループ環境経営ビジョン」の「基本方針」を定めるとともに、2005年度にはそれに基づく中長期的なアクションプログラムを策定し、目標達成に向けた活動を進めています。

### J-POWER グループ環境経営ビジョン(概要)

#### 基本姿勢

エネルギー供給に携わる企業として環境との調和を図りながら、人々の暮らしと経済活動に欠くことのできないエネルギーを不断に提供することにより、日本と世界の持続可能な発展に貢献します。

#### 基本方針

##### 地球環境問題への取り組み

国連気候変動枠組条約の原則に則り、地球規模での費用対効果を考慮して地球温暖化問題に取り組めます。そのため、エネルギー利用効率の維持・向上、CO<sub>2</sub>排出の少ない電源の開発、技術の開発・移転・普及、および京都メカニズムの活用などを合理的に組み合わせることにより、販売電力量あたりのCO<sub>2</sub>排出量を、継続的に低減していきます。さらに、究極の目標としてCO<sub>2</sub>の回収・固定などによるゼロエミッションを目指し、努力を続けます。

##### 地域環境問題への取り組み

事業活動に伴う環境への影響を小さくするよう対策を講じるとともに、省資源と資源の再生・再利用に努め、廃棄物の発生を抑制し、地域社会との共生を目指します。

##### 透明性・信頼性への取り組み [環境マネジメント推進体制充実]

あらゆる事業活動において法令等の遵守を徹底し、幅広い環境情報の公開に努めるとともに、ステークホルダーとのコミュニケーションの充実を図ります。

### アクションプログラム [コーポレート目標一覧]

#### 地球温暖化対策

CO <sub>2</sub> 排出原単位	2010年度の国内外発電事業における販売電力量あたりのCO <sub>2</sub> 排出量を2002年度比10%程度削減するよう努める
全火力熱効率 (HHV、発電端)	火力発電所の熱効率を現状程度に維持する[40%程度]
SF6回収率	SF6回収率の向上に努める [機器点検時の回収率97%以上] [機器撤去時の回収率99%以上]
オフィス使用電力量	2010年度のオフィス使用電力量を2006年度比4% (前年度比1%) 以上削減する
オフィス燃料使用量	2010年度のオフィス燃料使用量を2006年度比4% (前年度比1%) 以上削減する

#### 循環型社会の形成

SO <sub>x</sub> 排出原単位	火力発電所の発電電力量あたりのSO <sub>x</sub> 排出量を現状程度に維持する [0.2g/kWh程度]
NO <sub>x</sub> 排出原単位	火力発電所の発電電力量あたりのNO <sub>x</sub> 排出量を現状程度に維持する [0.5g/kWh程度]
産業廃棄物の有効利用率	産業廃棄物ゼロエミッションを目指し、2010年度末までに有効利用率97%を達成するよう努める
古紙の再資源化率	2010年度末までに一般廃棄物のうち古紙の再資源化率を85%以上 (前年度比1%以上向上) とする
再生コピー用紙調達率	2010年度末までにコピー用紙のグリーン調達率を99%以上 (前年度比年1%以上向上) とする
オフィス事務用品 (文具類) のグリーン調達率	2010年度末までにオフィス事務用品 (文具類) のグリーン調達率を80%以上とする
低公害車等の保有台数率	2010年度末までに低公害車等の保有台数率を90%以上とする

#### 環境マネジメント推進体制充実

環境マネジメントレベルの向上 環境マネジメントシステム(EMS)の継続的改善を図る

## 京都メカニズムの活用 ～J-POWERグループのCDMプロジェクトへの取り組み～

先進国の温室効果ガス排出量に関する削減数値目標を定めた京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）がいよいよスタートしました。京都メカニズムは、議定書の数値目標を経済合理的に達成するために採用された柔軟メカニズムで、以下の3つの仕組みが盛り込まれています。

- クリーン開発メカニズム(CDM)：先進国が途上国において共同で温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、そこで得られた削減分あるいは吸収分を先進国がクレジットとして獲得する仕組み
- 共同実施(JI)：先進締約国同士が、共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、そこで得られた削減分あるいは吸収分を投資国がクレジットとして獲得する仕組み
- 排出量取引：京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度

当社グループは、京都議定書発効以前からCDMプロジェクトの開発を中心に京都メカニズムの活用を進めています。当初は経験を積むことを目的として、受け入れ姿勢が良好な中南米諸国を中心に小規模なCDMプロジェクトに参加していましたが、京都議定書の発効以降は大規模プロジェクトにも参加し、開発に携わったCDMプロジェクト数は13件ののぼります。前年度までに国連CDM理事会に登録されたチリのネスレ社グラネロス工場燃料転換プロジェクト、ブラジルのカイエイラス ランドフィルガス削減プロジェクト、ブラジルのアクエリアス小水カプロジェクト、およびコロンビアのプエルタ&ヘラドラ水カプロジェクトに加えて、当年度には、チリのメロガス社コジェネプロジェクトも登録されました。

### 当社グループが開発に携わったCDMプロジェクトのうちCDM理事会に登録されたプロジェクト

国名	プロジェクト名	内容
チリ	ネスレ社グラネロス工場燃料転換	設備改修に伴う天然ガスの導入
チリ	メロガス社コジェネ	コジェネシステム導入によるエネルギー利用効率の向上
コロンビア	プエルタ&ヘラドラ水カ	再生可能エネルギーの利用
ブラジル	アクエリアス小水カ	再生可能エネルギーの利用
ブラジル	カイエイラス ランドフィルガス削減	ランドフィルガス燃焼による温室効果ガス削減

## 地域・社会および従業員とのかかわり

### 地域・社会とのかかわり

当社グループは、本業を通じて「地域社会」および「地球規模」レベルで持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えており、国内外でさまざまな取り組みを積極的に行っています。

#### 地域社会との交流・協働

従業員一人ひとりが「良き企業市民」として、地域の人々から信頼され、親しまれるため、さまざまな活動を行っています。

- ・ 地域環境保全活動（森林保全・清掃活動・植栽活動）
- ・ 地域行事・伝統行事への参加、交流活動

#### エネルギー・環境学習支援

「エネルギーと環境の共生」社会に向けた社会全体の意識向上に結びつく活動として、体験型エネルギー・環境学習支援や科学教室を実施しています。

#### 地球市民としての取り組み

過去40年以上にわたる世界各地での事業を通して得られた経験とネットワークを活かし、それぞれの地域に根ざした国際社会への貢献活動を行っています。

### 従業員とのかかわり

当社グループは、安全作業や法令遵守を最優先する職場や、従業員が仕事のやりがいを実感できる職場を整備し、会社と従業員が一体となった持続的な成長を目指しています。

#### 多様な人材の採用と育成

新規卒業者・経験者・女性・障がい者などの採用を積極的に進めるとともに、継続雇用制度を導入し、高齢者の経験・技術の活用を図っています。また、キャリア・ディベロップメント・プログラムに基づく自発的な人材育成を進めています。

#### 労働災害の防止・従業員と家族のこころと体の健康づくり

##### 職場環境（ワークライフバランス）

従業員が生活と仕事の両立ができるように、労働時間の適正管理や育児・介護に関する諸制度の改善に取り組んでいます。